

平成25年度

大阪府の施策推進についての

我が党の見解

平成24年12月

自由民主党大阪府議会議員団

大阪府の施策推進についての我が党の見解

大阪府の各種施策の推進にあたって、今般、自由民主党大阪府議会議員団
としての見解をとりまとめたので、団の総意として提出する。

提言内容の実現にあたっては、最大の努力をされるよう強く要望する。

平成24年12月5日

大阪府知事

松井 一郎 殿

自由民主党大阪府議会議員団

幹事長 奴井和幸

政務調査会長 出来成元

目 次

I 府民の目線に立った行財政運営

- 1 庁内意思決定（ガバナンス）の適正化…………… 1
- 2 減債基金の復元…………… 1
- 3 庁舎の大手前集約…………… 2
- 4 出資による権利の適正運用…………… 2
- 5 森林環境税の導入…………… 3

II オール府庁で取り組む地域産業支援

- 1 運輸事業振興助成補助金の適正運用…………… 3
- 2 中小企業支援…………… 4
- 3 商店街振興…………… 4

III 誰もが安心できる子育て・社会環境の構築

- 1 府有施設跡地の有効活用…………… 5
- 2 最先端がん医療施設の整備…………… 5
- 3 支援教育、支援学校の充実…………… 6
- 4 中学生の「食」の充実…………… 6

IV 安心、安全なまちづくり

- 1 防潮堤の耐震補強及び高さの確保…………… 7
- 2 都市基盤施設維持管理の計画的実施と予算の確保…………… 7
- 3 密集市街地整備の促進…………… 8
- 4 警察官増員・交番増設・信号機の設置…………… 9

I 府民の目線に立った行財政運営

1 庁内意思決定（ガバナンス）の適正化

今議会で、府市統合本部に属する 3 つの会議「府市新大学構想会議」「府市都市魅力戦略推進会議」「府市エネルギー戦略会議」について、大阪市と共同で設置する附属機関と位置づける議案が可決された。

これら附属機関の委員となる特別顧問、特別参与は、これまでさまざまな場面で、府の意思決定や施策方針とは異なる意見の表明などを行っている。このような附属機関の設置は、府の意思決定プロセス上問題が多いと言わざるを得ない。

また、府は特別顧問、特別参与について、政治的中立性を確保するための規制は行わないとしており、これでは職務の公正な運営を確保することは困難である。

我が会派は、特別顧問及び特別参与について、政治的に中立である者から選ぶことや、定数に上限を設けるなど、その設置及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、守秘義務や信用失墜行為の禁止などの服務及び解任等を定める「大阪府特別顧問及び特別参与の設置及び活動等に関する条例」を提案している。この条例により、特別顧問及び特別参与の権限の範囲や責任を明確にし、職務の公正な運営と中立性の確保が図られるものとする。

知事は、特別顧問、特別参与に対し、その役割と職責を十分自覚の上行動するよう指導監督すること。

2 減債基金の復元

府は今年度、実質公債費比率が 18.4%と初めて 18%を超え、新たな府債の発行に国の許可が必要な起債許可団体となった。その原因は、府が臨時財政対策債等赤字債の大量発行を行いながら、それに必要な減債基金への積み立てを十分に行わず、負担を先送りしてきたことにある。

府は橋下前知事の就任以来、黒字化を達成した、基金積み立て不足額を復元してきたなどとアピールしてきたが、その実態は大きく異なることが明白となった。

負担を先送りせず、府の本当の財政状況を府民に明らかにするため、国から

債務償還名目で交付されている地方交付税の残余额は、毎年度減債基金に積み立てること。また、基金を本来あるべき姿に復元するため、来年度予算から所要額の積み増しを始めること。

3 庁舎の大手前集約

内閣府が8月29日に公表した「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」によると、府内の最大震度は震度6強、最大津波高は5メートル、府における最大被害ケースによる、府内で地震、津波、建物倒壊、火災等による死者数は、最大で9,800名、建物の全壊、焼失棟数は34万4,300棟に上る。

この報告から明らかなように、今後中央防災会議から示される経済被害等の想定や災害対策の最終報告を待つまでもなく、浸水や液状化被害の受けやすい湾岸埋立地に立ち、専門家の見解では地盤と建物の固有周期が一致するとされる咲洲庁舎が、災害時の拠点となる本庁舎としては不適合であることは明らかである。府はできるだけ速やかに咲洲庁舎から撤退し、大手前に集約すべきである。

また、国土交通省が長周期地震動対策を加味した新たな建築基準を策定するために行った「平成23年度建築基準整備促進事業」の「超高層建築物等への長周期地震動の影響に関する検討」資料では、「大阪地区の此花については、150m以上の建物ではクライテリア（設計基準値）を満足できず、制振補強を行ってもクライテリアを満足できない可能性がある」と報告されている。

これは、咲洲庁舎においては、ダンパー設置など対策工事を施してもなお、建物が地震に耐えられない可能性が高いことがはっきり示されたということである。

よって、税金の無駄遣いとなる可能性が非常に高い、咲洲庁舎への制震ダンパー設置工事は直ちに打ち止めること。

4 出資による権利の適正運用

公益財団法人大阪府国際交流財団は、府から出捐を受けた50億円の基本財産の取り扱いについて、平成20年度から府と協議を行い、今後10年間の府と

の共同事業に充てるため、50 億円のうち、20 億円を取り崩すこととしている。

また、この基本財産からは、これまでに財団の赤字補てんに約 6 億円が使われており、さらに、投資の損失として約 5 億 3 千万円が計上されている。当該基本財産の大部分は税金で賄われており、このことは府民の貴重な財産が毀損されていることに他ならない。

さらに、税金に由来する財産の取り扱い、処分等に際しては、あらかじめ議会へ報告、説明したうえで、議会において決定されるべきであるが、今回の出捐金の取り扱いについて、府から十分な説明があったとは言い難い。

府の出資による権利の取り扱いについては、公会計制度の趣旨に基づき、わかりやすい表記に努めるとともに、府民及び議会に十分な説明を尽くすこと。

5 森林環境税の導入

我が会派は平成 21 年 2 月議会の代表質問において、森林環境税として個人府民税増額を提案した。これにより得られる増収の一部を、放置森林対策など地方自治体を実施する森林整備事業の財源とし、残りを太陽光発電導入促進などの環境関連施策の財源に充ててはどうかという提案であった。

大阪府では実現に至っていないが、森林保全等を目的とする超過課税を導入する自治体は年々増えており、24 年度は 33 県 1 市で行われている。防災力強化や自然エネルギー確保が求められる今こそ、森林環境税導入に向けて早急に具体的な検討を進めること。

II オール府庁で取り組む地域産業支援

1 運輸事業振興助成補助金の適正運用

運輸事業振興助成補助金は、法律に基づき、バスやトラックなどの運輸事業者が実施する交通安全対策や環境対策等を促進するため、府が事業者団体に交付する補助金である。

財源は、国から交付税措置されているが、法に基づく算定額が今年度 11 億 5 千万円であるのに対し、府は 2 億 5,600 万円しか予算計上していない。

法律には都道府県の交付努力義務が明記されている。にもかかわらず、府は、国から特定の目的で措置されている交付税を、その目的以外の事業に充ててい

ることになる。これは、国と地方の信義則に反する行為に他ならない。

府は、運輸事業振興助成補助金について、事業の経緯や法制化の趣旨を踏まえ、補助目的に見合う事業を行う事業者に助成が行き届くよう、安定的、継続的な交付を行うこと。

2 中小企業支援

中小企業を取り巻く環境は、円高の進行、原材料・燃料費の高騰、電力需給ひっ迫、電気料金引き上げなど、非常に厳しい状況にある。

中小企業は、府内事業所数の9割以上、雇用者数では8割以上を占めている。地域経済や、住民の生活、雇用を支えているのはまさに中小企業であり、大阪経済を再生させるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

府は、中小企業の活性化のため、販路開拓、研究開発、人材の育成・確保など、多角的にサポートすること。

また、平成21年12月、中小企業の債務負担軽減を目的に施行された中小企業金融円滑化法が、平成25年3月末で期限切れとなる。府は法律の終了が中小企業の資金繰りに悪影響を与えることの無いよう、商工会、商工会議所等関係機関とも連携して、中小企業の金融、経営の改善に取り組むこと。

さらに、府市信用保証協会の統合にあたっては、企業が不利益を被ることの無いよう十分留意すること。

3 商店街振興

商店街は、単にモノやサービス提供だけでなく、街の顔、コミュニティの中心である。街路灯や防犯カメラの設置など、治安対策の一翼も担っており、地域を支える重要な存在である。

府の商店街振興にかかる予算額の推移をみると、平成19年度に約1億8千万円あったものが、平成24年度は約3千万円と、6分の1にまで減少している。また商工労働部の商店街施策担当職員は僅か6名で、組織体制、予算ともあまりにも脆弱である。

さらに、最近の商店街振興事業は事業箇所や期間を限ったモデル的事業で、事業終了後の対応は地元市町村任せとなっている。

府は、商店街振興に継続的に取り組むとともに、そのために必要な組織体制、予算を確保すること。事業実施にあたっては、市町村と適切な役割分担を行い、事業実施後は、効果検証をしっかりと行うこと。

Ⅲ 誰もが安心できる子育て・社会環境の構築

1 府有施設跡地の有効活用

交野市に所在する警察学校は、平成 25 年度にりんくうタウンへ移転することとなっている。警察学校は敷地面積が約 7 万平方メートルあり、移転後の跡地がどのように活用されるかで、地域のまちづくりは大きな影響を受ける。

府は「府政運営の基本方針 2013」（案）において、厳しい財政状況のなか、収入の範囲で予算を組むとして、歳出の見直しと併せ、府有財産の積極的な売却・貸付等を進め、歳入確保に努めるとしており、今後府内各地で府有財産の整理、売却等が進むと考えられる。

府有施設の跡地活用や府有地の売却に際しては、地元市町村の意向を十分に配慮し、地域の発展につながる対応を行うこと。

2 最先端がん医療施設の整備

府が大手前地区に整備しようとしている、最先端がん医療施設について、府立病院機構が 5 月に設置した検討委員会の報告書によると、事業が終了する 30 年先まで患者数が最大限確保される前提となっている。これは機器の故障、老朽化や近隣施設との競合などのリスクが全く考慮されておらず、甘い見通しと言わざるを得ない。

また、施設用地は、病院機構が府から約 40 億円で購入することとしており、病院機構が土地を民間事業者へ賃貸し、民間が施設を整備・運営する「民設民営」方式の場合、我が会派の試算によると、事業の初年度から毎年 5,200 万円もの赤字が生じ、赤字を病院機構に負担させて初めて事業が成り立つしくみとなっている。

さらに、施設が府の思惑通り大手前地区に建設された場合、同地区には僅か 4,000 m²の土地が残るのみとなる。これでは、府が成人病センター建て替えの際議会に説明してきた、大手前地区の賑わい作りは実現困難である。

府は、りんくうタウンやその周辺地域活性化のため、昨年 12 月、国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区の指定を受けた。国際医療交流の拠点、医療資源の充実を目指すのであれば、施設はりんくうタウンで整備することも当然検討すべきである。

関西一円から患者が集まる粒子線施設の整備は、府単独で行うのではなく、まず関西広域連合で議論すること。我が会派は、粒子線治療施設の建設は必ずしも反対ではないが、事業が破たんし、病院機構が経営難に陥れば、府が多額の財政負担をせざるを得なくなることも十分考えられる。

大手前地区以外に施設を整備する場合も含め、収支シュミレーションや民間との連携支援体制などについて、徹底的に検証すること。

3 支援教育、支援学校の充実

府教育委員会がまとめた平成 23 年度版「大阪の支援教育」によると、府内の支援学校、支援学級に在籍する幼児児童生徒数は、平成 18 年度の 16,963 名が、平成 23 年度には 24,715 名と、5 年間で約 7,700 名も増加した。学齢期の子どもが減少しているなかでも、支援学校、支援学級を必要とする児童生徒は今後も増加することが予想され、支援教育拠点の「過大、過密化」が進んでいる。

府は、現在当面の措置としている分校の存続も含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備、充実を計画的に図ること。

4 中学生の「食」の充実

府は全国最下位の中学校給食実施率を返上するべく、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間、総額 246 億円をかけ、中学校給食を導入する市町村に対し、給食施設整備費や消耗品等の財政支援を行っている。

平成 27 年度にはすべての市町村で中学校給食が導入される予定だが、弁当との選択制を採用する市もあり、27 年度以降も全員喫食とはならない。

中学校給食の導入目的は、単に給食実施率を上げるのではなく、あくまで学力や体力をはじめ、中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげることにある。

府は、既に給食導入済の市町はもとより、弁当を選択する生徒も含め、「食」の充実を通じた教育力向上に努めること。

また、給食事業の円滑な導入、運用を図るため、栄養教諭の配置について地域の実情、要望に即した配置に努めること。

IV 安心、安全なまちづくり

1 防潮堤の耐震補強及び高さの確保

平成 24 年 3 月に修正された「大阪府地域防災計画（基本対策）」では、津波予防対策の検討に当り「発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」について「海岸保全施設等の整備を進める」ことで対応するとしている。

東海、東南海、南海地震の今後 30 年以内の地震発生確率は 60%～88%で、これまで 100 年から 150 年に 1 度必ず起こっていることから見ても、発生頻度は高い。また、3 つの地震が連動して発生する可能性も指摘されている。海岸保全施設の整備を急がねばならない。

近い将来発生が予見されている東海・東南海・南海 3 連動地震に備え、大阪湾に設置されている防潮堤等を総点検し、想定される地震・津波規模に耐えうる耐震強度や高さの確保を図り、津波対策に遺漏のないようにすること。

また、海岸保全施設の点検整備には一定の時間が必要なため、整備途中の発災に備え、避難を中心とするソフト対策などの減災措置を早急に講じること。

2 都市基盤施設維持管理の計画的実施と予算の確保

都市基盤施設は、府民生活の安全・安心や大阪の経済活動を支える不可欠な施設であり、良好な維持管理を行った上で、将来世代に確実に引継いでいくことが重要である。

府民の負託に応え、行政として最低限の責務と役割を果たすためには、道路や河川など都市基盤施設において、予防保全の取組みを強化し、適切に維持管理を行うことが重要であることは言うまでもない。

しかしながら、一部の府管理河川では、近年、河川内に上流から流れてきた土砂が長期間除去されないまま放置され、堆積が進んでいることに加え、草木

の繁茂により水の流れが一層妨げられているなど、氾濫が発生する懸念があり、十分に維持管理されているとは言い難い状況にある。

都市整備部が平成24年3月に今後10年間の都市インフラ施策の方向性等をまとめた「大阪府都市整備中期計画（案）」では、維持管理費について、平成25年度に260億円まで積み増すこととしている。厳しい財政状況が続く中ではあるが、26年度以降も所定の経費を確保し、予防保全対策に万全を期すべきである。

行政としての責務と役割を果たすため、都市基盤施設の維持管理を計画的に実施するとともに、今後も維持管理経費への予算配分を確保すること。

3 密集市街地整備の促進

内閣府が8月29日に公表した「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」によると、大阪府において被害が最大となるケースで、建築物被害の9割以上、人的被害の8割以上が、建物の倒壊あるいは地震火災により発生するとしている。

その原因は、木造の老朽化した古い建物が建ち並び、狭い道路が多く公園などの公共的な空間・空き地が少ないため、地震や火事の際に大規模な火災になる危険性が高い密集市街地の存在が大きいと考えられる。

また、国土交通省が10月12日に発表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」調査結果によると、全国197地区、5,745haのうち、大阪府は11地区、2,248haを占めており、全国最大の面積となっている。

府は、地震時等に大きな被害が想定される密集市街地の防災性の向上や住環境改善のため、密集市街地エリアで老朽住宅の除却や建替え、道路・公園などを整備する市町村を対象に補助金を支出しているが、重点的に事業を進めるという名目で、事業補助対象地域を918haから200haへ、約4分の1に縮小してしまっている。

近い将来南海トラフの巨大地震発生が予想されるなか、府は被害を最小限に食い止め、何よりも府民の命を守ることを第一に考え、密集市街地整備を促進すること。またそれに必要となる財源を充分確保すること。

4 警察官増員・交番増設・信号機の設置

大阪府警察、警察官の日夜の努力により、ひったくりの発生件数は低下しているものの、昨年、ワースト1の汚名がふたたび戻ってきたことは残念でならない。防犯力向上のためには、なにより警察力の強化が必要である。警察官の数については、平成24年度当初に大阪府で20人の地方警察官の増員が認められたところだが、大阪府警察におかれては、引き続き、警察官の増員に努めるとともに、さらなる安全なまちづくりに取り組むこと。

また、交番の存在は地域住民にとって安全・安心のよりどころとなっており、犯罪防止の観点からも、交番の果たす役割は重要であることを踏まえ、積極的な交番の増設に努めること。

さらに、今年4月京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童の列に突っ込み、児童、保護者が死傷するという痛ましい事故が発生した。交通危険箇所へは信号機を積極的に設置するなど、歩行者の安全確保に努めること。